

◎新潟県告示第1007号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成24年8月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

指定障害児 通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止 年月日
放課後等デイサー ビス	新発田市子ども発達相談室	新発田市大手町1-14-13	新発田市	平成24年 7月31日